

| | |
|--------------------------------------|---|
| 【表紙】 | |
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年9月12日 |
| 【発行者名】 | 岡三アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 吉野 俊之 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区八重洲二丁目8番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 田中 利幸 |
| 【電話番号】 | 03-3516-1432 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】 | 日本ニューテクノロジー・オープン |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金 額】 | 当初申込期間（平成22年12月13日から平成22年12 月27日まで） 500億円を上限とします。 継続申込期間（平成22年12月28日から平成24年3 月12日まで） 5,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当なし |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出しましたので、平成22年11月26日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年3月1日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、またその他の情報について訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

[訂正前]

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の(11)「振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

[訂正後]

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(4) 【発行（売出）価格】

[訂正前]

（略）

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

（略）

[訂正後]

（略）

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を、計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、

便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

（略）

（5）【申込手数料】

[訂正前]

当初申込期間

申込金額（1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

継続申込期間

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。

（略）

[訂正後]

当初申込期間

申込金額（1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

継続申込期間

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

（略）

（9）【払込期日】

[訂正前]

（略）

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社の指定する口座を經由して、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社の指定

するファンド口座に払い込まれます。

（略）

[訂正後]

（略）

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（略）

(12)【その他】

[訂正前]

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の(11) [振替機関に関する事項]に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の(11) [振替機関に関する事項]に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他のお申込手続

その他のお申込手続につきましては、第二部[ファンド情報]第2[管理及び運営]をご参照いただくか、販売会社にお問い合わせ下さい。

（略）

[訂正後]

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

（ 略 ）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

[訂正前]

ファンドの目的

ファンドは、わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

なお、ファンドは、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。

（ 略 ）

[訂正後]

ファンドの目的

ファンドは、わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

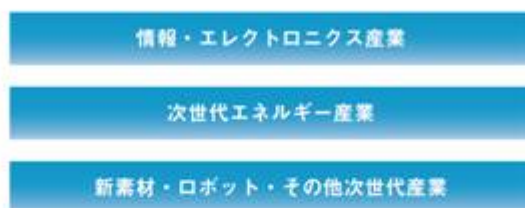
（ 略 ）

<ファンドの特色> が以下の内容に更新されます。

[更新後]

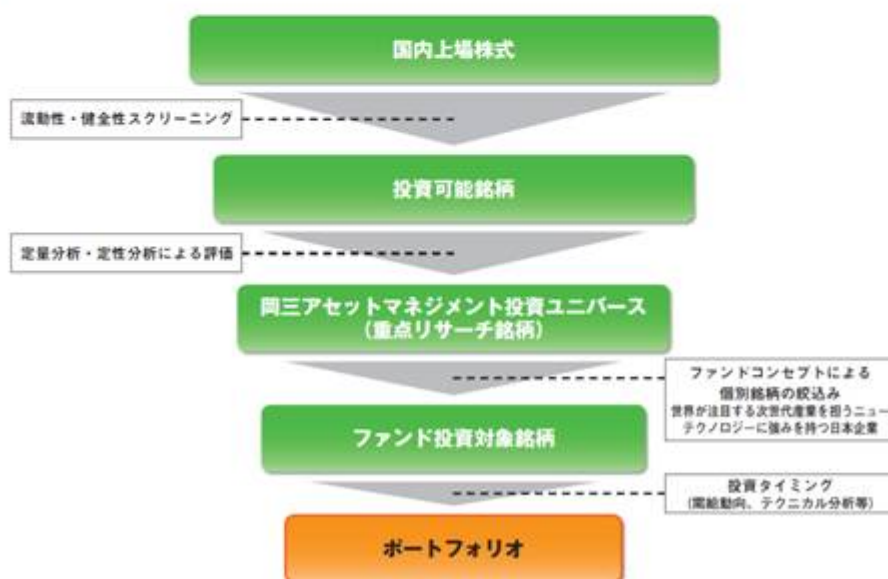
〈ファンドの特色〉

- わが国の金融商品取引所上場の株式のうち、世界が注目する次世代産業を担うニューテクノロジーに強みを持つ日本企業の株式に投資します。
※ニューテクノロジーとは、新しい価値を創造し、社会に大きな変化をもたらす技術を指します。



※上記は一例であり、これらに特定するものではありません。

- 投資にあたっては、ニューテクノロジーにより収益の拡大が期待される企業に着目します。
- ボトムアップ・アプローチによる徹底したリサーチにより、銘柄の絞込みを行います。



※ポートフォリオ構築プロセスは変更される場合があります。

- 株式の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

[訂正前]

平成22年12月28日 投資信託契約締結、設定、運用開始（予定）

[訂正後]

平成22年12月28日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

[訂正前]

（ 略 ）

委託会社の概況

資本金（平成22年10月29日現在）

10億円

委託会社の沿革

（ 略 ）

大株主の状況（平成22年10月29日現在）

（ 略 ）

[訂正後]

（ 略 ）

委託会社の概況（平成23年7月末日現在）

資本金

10億円

委託会社の沿革

（ 略 ）

大株主の状況

（ 略 ）

2【投資方針】

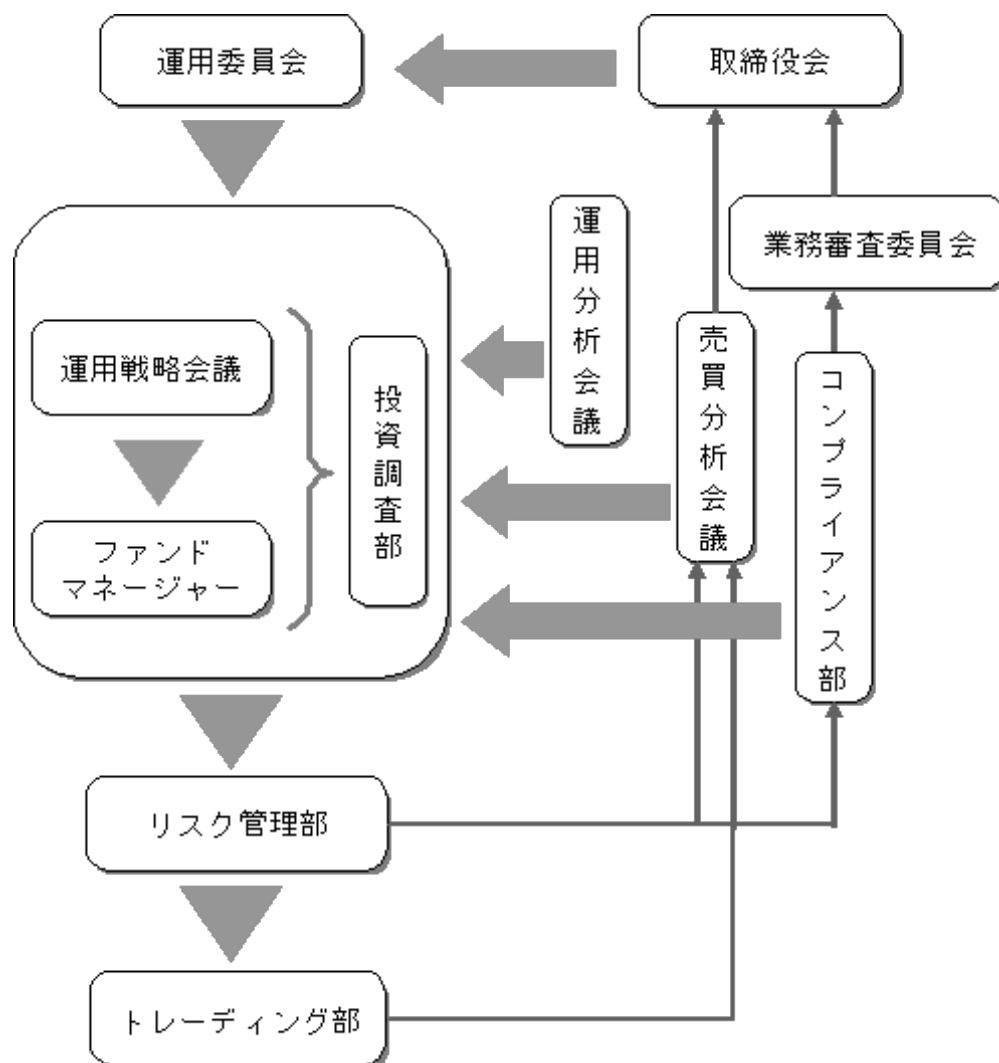
(3)【運用体制】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 運用体制」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

当ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



| 会議名または部署名 | 役割 |
|----------------------|--|
| 運用委員会 (月1回開催) | 運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。 |
| 運用戦略会議 (月1回開催) | ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。 |
| 運用担当部署 | ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。 |
| 投資調査部 | 国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。 |
| 運用分析会議 (月1回開催) | 運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。 |
| 売買分析会議 (月1回開催) | 運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。 |
| 業務審査委員会 (原則月1回開催) | 運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。 |

| | |
|---------------------|--|
| コンプライアンス部 (3名程度) | 運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。 |
| リスク管理部 (6名程度) | 「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。 |
| トレーディング部 (7名程度) | 有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。 |

社内規程

ファンドの運用に関する社内規程は、以下の通りです。

- ・運用実施に関する内規
- ・組入株式の銘柄選定基準に関する内規
- ・有価証券関連デリバティブ取引に関する内規
- ・短期金融商品への投資に関する内規

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、平成23年7月末日現在のものであり、変更になることがあります。

3【投資リスク】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
 投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
 ファンドは、主に国内の株式を投資対象としますので、組入れた国内の株式の価格の下落、発行体の破綻や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

< 投資リスク >

株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済情勢等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

信用リスク

有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化、および有価証券の発行会社の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。

このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

流動性リスク

有価証券の時価総額が小さくまたは取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券の売却ができなくなることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

< 留意事項 >

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときには、取得申込み・解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消すことがあります。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適切であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

[訂正前]

当初申込期間

申込金額（1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

継続申込期間

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。

（ 略 ）

[訂正後]

当初申込期間

申込金額（1口当たり1円に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

継続申込期間

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

（略）

（3）【信託報酬等】

[訂正前]

信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の147（税抜140）の率を乗じて得た額とします。

基準価額が年間を通して10,000円（10,000口当たり）だった場合、10,000口当たりの信託報酬は年間147円（税抜140円）になります。

（略）

[訂正後]

信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の147（税抜140）の率を乗じて得た額とします。

（略）

（5）【課税上の取扱い】

[訂正前]

（略）

個人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は譲渡所得となり、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

（略）

その他

（略）

上記の内容は平成22年10月29日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

[訂正後]

（略）

個人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成25年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は譲渡所得となり、平成25年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税7%）、平成26年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

（略）

その他

（略）

上記の内容は平成23年7月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

平成23年7月29日現在の運用状況は以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(1) 【投資状況】

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|-------------------------|--------|---------------|----------|
| 株式 | 日本 | 3,459,090,500 | 89.00 |
| コール・ローン等、その他の資産 (負債控除後) | | 427,553,125 | 11.00 |
| 合計 (純資産総額) | | 3,886,643,625 | 100.00 |

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------|----|-------------------|---------|---------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 日本 | 株式 | 三菱ケミカルホールディングス | 化学 | 400,000 | 574.00 | 229,600,000 | 603.00 | 241,200,000 | 6.21 |
| 日本 | 株式 | 昭和シェル石油 | 石油・石炭製品 | 260,000 | 763.00 | 198,380,000 | 742.00 | 192,920,000 | 4.96 |
| 日本 | 株式 | ウェザーニューズ | 情報・通信業 | 70,000 | 2,076.00 | 145,320,000 | 2,191.00 | 153,370,000 | 3.95 |
| 日本 | 株式 | ミクシィ | サービス業 | 400 | 326,000.00 | 130,400,000 | 349,000.00 | 139,600,000 | 3.59 |
| 日本 | 株式 | ドワンゴ | 情報・通信業 | 800 | 182,200.00 | 145,760,000 | 172,600.00 | 138,080,000 | 3.55 |
| 日本 | 株式 | 日新電機 | 電気機器 | 160,000 | 764.25 | 122,281,407 | 759.00 | 121,440,000 | 3.12 |
| 日本 | 株式 | 東レ | 繊維製品 | 200,000 | 600.00 | 120,000,000 | 599.00 | 119,800,000 | 3.08 |
| 日本 | 株式 | 富士機械製造 | 機械 | 73,000 | 1,499.00 | 109,427,000 | 1,620.00 | 118,260,000 | 3.04 |
| 日本 | 株式 | 日本電産 | 電気機器 | 15,000 | 7,230.00 | 108,450,000 | 7,660.00 | 114,900,000 | 2.96 |
| 日本 | 株式 | ティラド | 輸送用機器 | 300,000 | 356.00 | 106,800,000 | 360.00 | 108,000,000 | 2.78 |
| 日本 | 株式 | ジーエス・ユアサ コーポレーション | 電気機器 | 200,000 | 516.00 | 103,200,000 | 536.00 | 107,200,000 | 2.76 |
| 日本 | 株式 | 浜松ホトニクス | 電気機器 | 30,000 | 3,366.91 | 101,007,300 | 3,470.00 | 104,100,000 | 2.68 |
| 日本 | 株式 | 日本触媒 | 化学 | 100,000 | 995.00 | 99,500,000 | 1,008.00 | 100,800,000 | 2.59 |
| 日本 | 株式 | ソディック | 機械 | 150,000 | 705.00 | 105,750,000 | 666.00 | 99,900,000 | 2.57 |
| 日本 | 株式 | 帝人 | 繊維製品 | 280,000 | 360.00 | 100,800,000 | 345.00 | 96,600,000 | 2.49 |
| 日本 | 株式 | 戸田工業 | 化学 | 120,000 | 773.00 | 92,760,000 | 790.00 | 94,800,000 | 2.44 |
| 日本 | 株式 | パナソニック | 電気機器 | 100,000 | 940.00 | 94,000,000 | 923.00 | 92,300,000 | 2.37 |
| 日本 | 株式 | 堀場製作所 | 電気機器 | 35,000 | 2,672.62 | 93,541,994 | 2,566.00 | 89,810,000 | 2.31 |
| 日本 | 株式 | ホソカワミクロン | 機械 | 190,000 | 395.26 | 75,099,659 | 466.00 | 88,540,000 | 2.28 |
| 日本 | 株式 | 旭化成 | 化学 | 130,000 | 540.00 | 70,200,000 | 545.00 | 70,850,000 | 1.82 |
| 日本 | 株式 | フェローテック | 電気機器 | 40,000 | 2,110.00 | 84,400,000 | 1,620.00 | 64,800,000 | 1.67 |
| 日本 | 株式 | トーカロ | 金属製品 | 35,000 | 1,764.10 | 61,743,556 | 1,815.00 | 63,525,000 | 1.63 |
| 日本 | 株式 | ニッポン高度紙工業 | パルプ・紙 | 22,000 | 2,490.00 | 54,780,000 | 2,700.00 | 59,400,000 | 1.53 |
| 日本 | 株式 | 帝国ピストンリング | 機械 | 60,000 | 881.00 | 52,860,000 | 972.00 | 58,320,000 | 1.50 |
| 日本 | 株式 | ウシオ電機 | 電気機器 | 40,000 | 1,573.00 | 62,920,000 | 1,451.00 | 58,040,000 | 1.49 |
| 日本 | 株式 | ネットワンシステムズ | 情報・通信業 | 300 | 157,834.52 | 47,350,356 | 184,400.00 | 55,320,000 | 1.42 |
| 日本 | 株式 | 日特エンジニアリング | 機械 | 45,000 | 1,240.80 | 55,836,194 | 1,190.00 | 53,550,000 | 1.38 |
| 日本 | 株式 | タカトリ | 機械 | 60,000 | 985.45 | 59,127,248 | 837.00 | 50,220,000 | 1.29 |
| 日本 | 株式 | 帝国電機製作所 | 機械 | 30,000 | 1,724.00 | 51,720,000 | 1,673.00 | 50,190,000 | 1.29 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|------|------|--------|--------|------------|--------|------------|------|
| 日本 | 株式 | 山洋電気 | 電気機器 | 70,000 | 652.00 | 45,640,000 | 713.00 | 49,910,000 | 1.28 |
|----|----|------|------|--------|--------|------------|--------|------------|------|

（種類別及び業種別投資比率）

| 種類 | 国内/外国 | 業種 | 投資比率（％） |
|----|-------|---------|---------|
| 株式 | 国内 | 繊維製品 | 5.57 |
| | | パルプ・紙 | 1.53 |
| | | 化学 | 14.58 |
| | | 医薬品 | 2.20 |
| | | 石油・石炭製品 | 4.96 |
| | | 鉄鋼 | 1.14 |
| | | 金属製品 | 1.63 |
| | | 機械 | 17.01 |
| | | 電気機器 | 24.06 |
| | | 輸送用機器 | 2.78 |
| | | その他製品 | 1.02 |
| | | 情報・通信業 | 8.92 |
| | | サービス業 | 3.59 |
| 合計 | | | 89.00 |

（注）投資比率は、小数点以下第三位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 | 基準価額 (1口当たり) |
|--------------------------|--|------------------------------|
| | 円 | 円 |
| 第1期計算期間末 (平成23年6月15日) | 6,845,106,815 (分配付) 6,845,106,815 (分配落) | 0.9915 (分配付) 0.9915 (分配落) |
| 平成22年12月末日 | 7,403,732,604 | 1.0004 |
| 平成23年 1月末日 | 7,820,882,612 | 1.0244 |
| 平成23年 2月末日 | 7,036,080,040 | 1.0599 |
| 平成23年 3月末日 | 7,022,871,090 | 1.0217 |
| 平成23年 4月末日 | 6,955,438,563 | 1.0078 |
| 平成23年 5月末日 | 6,819,970,484 | 0.9886 |
| 平成23年 6月末日 | 4,896,399,729 | 1.0070 |
| 平成23年 7月末日 | 3,886,643,625 | 0.9880 |

【分配の推移】

| 期間 | | 分配金 (1口当たり) |
|---------|-------------------------|----------------|
| 第1期計算期間 | 自平成22年12月28日至平成23年6月15日 | 0円 |

【収益率の推移】

| 期間 | | 収益率(%) |
|---------|-------------------------|--------|
| 第1期計算期間 | 自平成22年12月28日至平成23年6月15日 | 0.9 |

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期 間 | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|---------|---------------|---------------|
| 第1期計算期間 | 9,666,790,000 | 2,762,860,000 |

(注) 第1期計算期間の設定数量は、当初申込口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

基準価額・純資産の推移(2010年12月28日～2011年7月29日)



※基準価額は信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

2011年7月29日現在
分配金の推移

| | |
|---------|----|
| 2011年6月 | 0円 |
| - | - |
| - | - |
| - | - |
| - | - |
| - | - |
| 設定来累計 | 0円 |

※上記分配金は1万口あたり、税引前です。

主な資産の状況

資産配分

| 資産 | 純資産比率 |
|-------|---------|
| 株式 | 89.00% |
| その他資産 | 11.00% |
| 合計 | 100.00% |

業種別配分

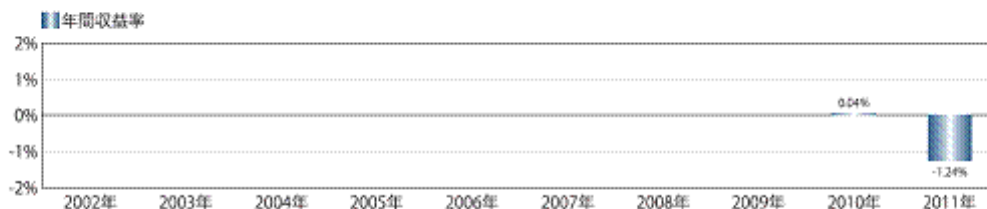
| 業種 | 純資産比率 |
|--------|--------|
| 電気機器 | 24.06% |
| 機械 | 17.01% |
| 化学 | 14.58% |
| 情報・通信業 | 8.92% |
| 繊維製品 | 5.57% |

※紹介上位5業種です。

組入上位銘柄

| 銘柄名 | 業種 | 純資産比率 |
|----------------|---------|-------|
| 三菱ケミカルホールディングス | 化学 | 6.21% |
| 昭和シェル石油 | 石油-石炭製品 | 4.96% |
| ウェザーニューズ | 情報-通信業 | 3.95% |
| ミクシィ | サービス業 | 3.59% |
| ドワンゴ | 情報-通信業 | 3.55% |
| 日新電機 | 電気機器 | 3.12% |
| 東レ | 繊維製品 | 3.08% |
| 富士機械製造 | 機械 | 3.04% |
| 日本電産 | 電気機器 | 2.96% |
| ティアド | 輸送用機器 | 2.78% |

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2010年はファンドの設定日から年末まで、2011年は7月末までの実績率を表示しています。
 ※年間収益率は、期間中の基準価額増減および分配金累計(税引前)の合計額を前年末の基準価額で除して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

[訂正前]

(略)

取得申込手続

(略)

- ・申込手数料は、申込金額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、当ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(略)

[訂正後]

(略)

取得申込手続

（略）

- ・ 申込手数料は、申込金額に販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額です。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、当ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。

また、償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（略）

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

[訂正前]

信託期間は、平成22年12月28日から平成32年12月15日までとします。

ただし、後述の(5)[その他]投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

また、委託会社は、受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

[訂正後]

信託期間は、平成22年12月28日から平成32年12月15日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

また、投資者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

(4)【計算期間】

[訂正前]

計算期間は、原則として、毎年6月16日から12月15日まで、12月16日から翌年6月15日までとします。

なお、第1計算期間は、投資信託契約締結日から平成23年6月15日までとします。

（略）

[訂正後]

計算期間は、原則として、毎年6月16日から12月15日まで、12月16日から翌年6月15日までとします。

なお、第1計算期間は、平成22年12月28日から平成23年6月15日までとします。

（ 略 ）

（5）【その他】

[訂正前]

（ 略 ）

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年6月16日から12月15日まで、12月16日から翌年6月15日までとします。）終了後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。なお、第1計算期間は、平成22年12月28日から平成23年6月15日までとします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

平成23年7月31日より、公告の方法は以下の通りに変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ 略 ）

[訂正後]

（ 略 ）

運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年6月16日から12月15日まで、12月16日から翌年6月15日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。なお、第1計算期間は、平成22年12月28日から平成23年6月15日までとします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ 略 ）

4【受益者の権利等】

[訂正前]

（ 略 ）

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。権利行使の方法等については、前述の2[換金（解約）手続等]をご参照下さい。

（ 略 ）

[訂正後]

（ 略 ）

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

（ 略 ）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表については東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
日本ニューテクノロジー・オープン
(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第1期 (平成23年 6 月15日現在) |
|-----------------|-------------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 1,317,895,798 |
| 株式 | 5,501,804,000 |
| 未収入金 | 374,885,086 |
| 未取配当金 | 34,625,500 |
| 未取利息 | 3,127 |
| 流動資産合計 | 7,229,213,511 |
| 資産合計 | 7,229,213,511 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 327,682,740 |
| 未払解約金 | 7,384,500 |
| 未払受託者報酬 | 1,738,990 |
| 未払委託者報酬 | 46,952,726 |
| その他未払費用 | 347,740 |
| 流動負債合計 | 384,106,696 |
| 負債合計 | 384,106,696 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | *1 6,903,930,000 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | △ 58,823,185 |
| 元本等合計 | 6,845,106,815 |
| 純資産合計 | *3 6,845,106,815 |
| 負債純資産合計 | 7,229,213,511 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

〈単位:円〉

| | 第1期 自 平成22年12月28日 至 平成23年 6 月15日 |
|---|--|
| 営業収益 | |
| 受取配当金 | 44,195,500 |
| 受取利息 | 905,960 |
| 有価証券売買等損益 | 33,801,994 |
| その他収益 | 1,106 |
| 営業収益合計 | 78,904,560 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 1,738,990 |
| 委託者報酬 | 46,952,726 |
| その他費用 | 347,740 |
| 営業費用合計 | 49,039,456 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 29,865,104 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 29,865,104 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | 29,865,104 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | 171,438,240 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 102,479,478 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 102,479,478 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 19,729,527 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 19,729,527 |
| 分配金 | *1 - |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | △58,823,185 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 期 別 | 第1期 自 平成22年12月28日 至 平成23年 6 月15日 |
|---------------------------|--|
| 項 目 | |
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2.収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、平成22年12月28日(設定日)から平成23年6月15日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| |
|-------------------------|
| 第1期 (平成23年 6 月15日現在) |
|-------------------------|

| | |
|------------------------------------|--|
| *1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 | 6,903,930,000口 |
| 2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 | 元本の欠損 58,823,185円 |
| *3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たりの純資産額 0.9915円 (10,000口当たりの純資産額 9,915円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第1期 自 平成22年12月28日 至 平成23年 6 月15日 | | |
|--|--------------|-----------------|
| *1. 分配金の計算過程 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | - 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | - 円 |
| 収益調整金額 | C | 332,371 円 |
| 分配準備積立金額 | D | - 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 332,371 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 6,903,930,000 口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 0 円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | - 円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | - 円 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| 期 別 | 第1期 自 平成22年12月28日 至 平成23年 6 月15日 |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融資産は、主として売買目的で保有する国内株式であり、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 |

2. 金融商品の時価に関する事項

| 期 別 | 第1期 (平成23年 6 月15日現在) |
|------------------|---|
| 1. 貸借対照表額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。 |
| 2. 時価の算定方法 | 時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。その他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| |
|---|
| 第1期 自 平成22年12月28日 至 平成23年 6 月15日 |
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。 |

(重要な後発事象に関する注記)

| |
|--|
| 第1期 自 平成22年12月28日 至 平成23年 6 月15日 |
| 該当事項はありません。 |

(その他の注記)

1. 元本の移動

| | |
|-------------------------|----------------|
| 第1期 (平成23年 6 月15日現在) | |
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 設定元本額 | 7,370,470,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,296,320,000円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,762,860,000円 |

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第1期(自 平成22年12月28日 至 平成23年6月15日)

(単位：円)

| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----|-------------------|
| 株 式 | 95,951,854 |
| 合 計 | 95,951,854 |

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【 附属明細表 】

1. 有価証券明細表

株式

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 株数 | 評価額 単価 | 評価額 金額 | 備考 |
|----|-----|-----------|---------|-----------|-------------|----|
| 株式 | 日本円 | 帝人 | 350,000 | 360.00 | 126,000,000 | |
| | | 東レ | 230,000 | 600.00 | 138,000,000 | |
| | | ニッポン高度紙工業 | 25,000 | 2,490.00 | 62,250,000 | |
| | | 旭化成 | 130,000 | 540.00 | 70,200,000 | |
| | | 住友精化 | 70,000 | 436.00 | 30,520,000 | |
| | | 関東電化工業 | 120,000 | 509.00 | 61,080,000 | |
| | | 第一稀元素化学工業 | 8,000 | 3,570.00 | 28,560,000 | |
| | | 戸田工業 | 200,000 | 773.00 | 154,600,000 | |
| | | 日本触媒 | 130,000 | 995.00 | 129,350,000 | |

| | | | | | | |
|--|----|-------------------|---------|------------|---------------|--|
| | | 三菱ケミカルホールディングス | 700,000 | 574.00 | 401,800,000 | |
| | | オンコセラピー・サイエンス | 300 | 145,700.00 | 43,710,000 | |
| | | アールテック・ウエノ | 500 | 90,300.00 | 45,150,000 | |
| | | 昭和シェル石油 | 600,000 | 763.00 | 457,800,000 | |
| | | 神戸製鋼所 | 500,000 | 169.00 | 84,500,000 | |
| | | 日本精線 | 80,000 | 425.00 | 34,000,000 | |
| | | トーカコ | 30,000 | 1,775.00 | 53,250,000 | |
| | | 富士機械製造 | 100,000 | 1,499.00 | 149,900,000 | |
| | | ソディック | 200,000 | 705.00 | 141,000,000 | |
| | | 日特エンジニアリング | 40,000 | 1,237.00 | 49,480,000 | |
| | | ナブテスコ | 30,000 | 1,842.00 | 55,260,000 | |
| | | ホソカワミクロン | 170,000 | 395.00 | 67,150,000 | |
| | | 巴工業 | 40,000 | 1,726.00 | 69,040,000 | |
| | | 月島機械 | 75,000 | 678.00 | 50,850,000 | |
| | | 帝国電機製作所 | 30,000 | 1,724.00 | 51,720,000 | |
| | | タカトリ | 35,000 | 995.00 | 34,825,000 | |
| | | 荏原製作所 | 150,000 | 466.00 | 69,900,000 | |
| | | キトー | 500 | 70,100.00 | 35,050,000 | |
| | | 帝国ピストンリング | 90,000 | 881.00 | 79,290,000 | |
| | | 富士電機 | 300,000 | 250.00 | 75,000,000 | |
| | | 安川電機 | 70,000 | 867.00 | 60,690,000 | |
| | | 山洋電気 | 70,000 | 652.00 | 45,640,000 | |
| | | 日本電産 | 20,000 | 7,230.00 | 144,600,000 | |
| | | 日新電機 | 100,000 | 756.00 | 75,600,000 | |
| | | 大崎電気工業 | 150,000 | 744.00 | 111,600,000 | |
| | | ジーエス・ユアサ コーポレーション | 300,000 | 516.00 | 154,800,000 | |
| | | パナソニック | 300,000 | 940.00 | 282,000,000 | |
| | | 東光 | 350,000 | 210.00 | 73,500,000 | |
| | | ミヤチテクノス | 65,000 | 647.00 | 42,055,000 | |
| | | フェローテック | 110,000 | 2,110.00 | 232,100,000 | |
| | | コーセル | 35,000 | 1,302.00 | 45,570,000 | |
| | | 岩崎電気 | 200,000 | 274.00 | 54,800,000 | |
| | | ウシオ電機 | 40,000 | 1,573.00 | 62,920,000 | |
| | | 新神戸電機 | 50,000 | 1,262.00 | 63,100,000 | |
| | | ローム | 11,300 | 4,500.00 | 50,850,000 | |
| | | 浜松ホトニクス | 30,000 | 3,375.00 | 101,250,000 | |
| | | トヨタ自動車 | 40,000 | 3,250.00 | 130,000,000 | |
| | | ティラド | 500,000 | 356.00 | 178,000,000 | |
| | | 東京精密 | 40,000 | 1,615.00 | 64,600,000 | |
| | | タムロン | 20,000 | 1,929.00 | 38,580,000 | |
| | | フルヤ金属 | 13,000 | 5,280.00 | 68,640,000 | |
| | | ダウンゴ | 1,050 | 182,200.00 | 191,310,000 | |
| | | ウェザーニューズ | 89,000 | 2,076.00 | 184,764,000 | |
| | | ミクシィ | 600 | 326,000.00 | 195,600,000 | |
| | 計 | 銘柄数：53 | | | 5,501,804,000 | |
| | | 組入時価比率：80.4% | | | 100.0% | |
| | 合計 | | | | 5,501,804,000 | |

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. 有価証券先物取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成23年7月29日現在）

| | |
|------------------|-----------------|
| 資産総額 | 3,977,933,260 円 |
| 負債総額 | 91,289,635 円 |
| 純資産総額（ - ） | 3,886,643,625 円 |
| 発行済数量 | 3,933,750,000 口 |
| 1 単位当たり純資産額（ / ） | 0.9880 円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

[更新・訂正後]

1【委託会社等の概況】

（平成23年7月末日現在）

| | |
|---------------------|------------|
| (1) 資本金の額 | 10億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 2,600,000株 |
| 発行済株式の総数 | 825,000株 |
| 最近5年間における主な資本金の額の増減 | なし |

(2) 委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決めます。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。平成23年7月末日現在、当社は、214本の証券投資信託（単位型株式投資信託32本、追加型株式投資信託124本、追加型公社債投資信託16本、親投資信託42本）の運用を行っており、純資産総額は10,587億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

前事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

| 期 別 科 目 | 前事業年度 (平成22年3月31日) | | | 当事業年度 (平成23年3月31日) | | |
|------------|-----------------------|-----------|------|-----------------------|-----------|------|
| | 金 額 | 構成比 | | 金 額 | 構成比 | |
| | 千円 | 千円 | % | 千円 | 千円 | % |
| (資産の部) | | | | | | |
| 流動資産 | | | | | | |
| 現金預金 | | 8,433,767 | | | 5,493,082 | |
| 有価証券 | | 601,182 | | | 3,298,316 | |
| 未収委託者報酬 | | 651,706 | | | 765,032 | |
| 未収運用受託報酬 | | 72,964 | | | 22,815 | |
| 未収投資助言報酬 | | | | | 5,609 | |
| 前払費用 | | 17,863 | | | 32,820 | |
| 未収収益 | | 921 | | | 610 | |
| 繰延税金資産 | | 111,436 | | | 94,045 | |
| その他の流動資産 | | 5,872 | | | 24,042 | |
| 流動資産合計 | | 9,895,715 | 82.6 | | 9,736,376 | 82.3 |
| 固定資産 | | | | | | |
| 有形固定資産 *1 | | 111,037 | 0.9 | | 105,282 | 0.9 |
| 建物 | 45,976 | | | 44,676 | | |
| 器具備品 | 65,060 | | | 60,606 | | |
| 無形固定資産 | | 22,170 | 0.2 | | 10,238 | 0.1 |
| ソフトウェア | 20,047 | | | 8,116 | | |
| 電話加入権 | 2,122 | | | 2,122 | | |

| | | | | | | |
|----------|---------|------------|-------|-----------|------------|-------|
| 投資その他の資産 | | 1,951,758 | 16.3 | | 1,981,532 | 16.7 |
| 投資有価証券 | 916,169 | | | 1,294,320 | | |
| 親会社株式 | 826,056 | | | 583,968 | | |
| 長期差入保証金 | 188,714 | | | 160,988 | | |
| その他 | 35,328 | | | 29,225 | | |
| 繰延税金資産 | | | | 17,540 | | |
| 貸倒引当金 | 14,510 | | | 14,510 | | |
| 投資損失引当金 | | | | 90,000 | | |
| 固定資産合計 | | 2,084,965 | 17.4 | | 2,097,053 | 17.7 |
| 資産合計 | | 11,980,680 | 100.0 | | 11,833,429 | 100.0 |

| 期 別 科 目 | 前事業年度 (平成22年3月31日) | | | 当事業年度 (平成23年3月31日) | | |
|---------------|-----------------------|------------|------|-----------------------|------------|------|
| | 金 額 | | 構成比 | 金 額 | | 構成比 |
| | 千円 | 千円 | % | 千円 | 千円 | % |
| (負債 の 部) | | | | | | |
| 流動負債 | | | | | | |
| 預り金 | | 3,740 | | | 4,270 | |
| 前受運用受託報酬 | | 51 | | | | |
| 前受投資助言報酬 | | 2,430 | | | 2,430 | |
| 未払金 | | 331,184 | | | 374,934 | |
| 未払収益分配金 | 166 | | | 208 | | |
| 未払償還金 | 5,577 | | | 3,836 | | |
| 未払手数料 | 321,636 | | | 366,716 | | |
| 未払事業所税 | 3,804 | | | 4,173 | | |
| 未払費用 | | 254,102 | | | 246,155 | |
| 未払法人税等 | | 335,981 | | | 148,219 | |
| 未払消費税等 | | 51,454 | | | 40,942 | |
| 賞与引当金 | | 113,080 | | | 115,080 | |
| 流動負債合計 | | 1,092,026 | 9.1 | | 932,033 | 7.9 |
| 固定負債 | | | | | | |
| 退職給付引当金 | | 75,242 | | | 87,438 | |
| 役員退職慰労引当金 | | 31,640 | | | 32,870 | |
| 資産除去債務 | | | | | 10,933 | |
| 繰延税金負債 | | 165,618 | | | | |
| 固定負債合計 | | 272,501 | 2.2 | | 131,242 | 1.1 |
| 負債合計 | | 1,364,527 | 11.4 | | 1,063,275 | 9.0 |
| (純 資 産 の 部) | | | | | | |
| 株主資本 | | | | | | |
| 資本金 | | 1,000,000 | 8.4 | | 1,000,000 | 8.5 |
| 資本剰余金 | | 566,500 | 4.7 | | 566,500 | 4.8 |
| 資本準備金 | 566,500 | | | 566,500 | | |
| 利益剰余金 | | 8,866,581 | 74.0 | | 9,173,083 | 77.5 |
| 利益準備金 | 179,830 | | | 179,830 | | |
| その他利益剰余金 | | | | | | |
| 別途積立金 | 5,718,662 | | | 5,718,662 | | |
| 繰越利益剰余金 | 2,968,089 | | | 3,274,591 | | |
| 株主資本合計 | | 10,433,081 | 87.1 | | 10,739,583 | 90.8 |

| | | | | | |
|--------------|--|------------|-------|------------|-------|
| 評価・換算差額等 | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 183,071 | 1.5 | 30,570 | 0.2 |
| 評価・換算差額等合計 | | 183,071 | 1.5 | 30,570 | 0.2 |
| 純資産合計 | | 10,616,153 | 88.6 | 10,770,153 | 91.0 |
| 負債純資産合計 | | 11,980,680 | 100.0 | 11,833,429 | 100.0 |

(2) 【損益計算書】

| 科目 | 前事業年度 | | | 当事業年度 | | |
|-------------|---------------------------|-----------|-------|---------------------------|-----------|-------|
| | 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日 | | | 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日 | | |
| 期別 | 金額 | | 百分比 | 金額 | | 百分比 |
| | 千円 | 千円 | % | 千円 | 千円 | % |
| 営業収益 | | | | | | |
| 委託者報酬 | | 8,470,734 | 98.8 | | 9,290,792 | 99.3 |
| 運用受託報酬 | | 106,628 | 1.2 | | 62,807 | 0.7 |
| 営業収益計 | | 8,577,363 | 100.0 | | 9,353,600 | 100.0 |
| 営業費用 | | | | | | |
| 支払手数料 | | 4,599,088 | | | 5,061,926 | |
| 広告宣伝費 | | 285,960 | | | 190,668 | |
| 公告費 | | 4,865 | | | 7,416 | |
| 受益権管理費 | | 9,546 | | | 10,413 | |
| 調査費 | | 863,466 | | | 1,060,076 | |
| 調査費 | 137,266 | | | 162,035 | | |
| 委託調査費 | 726,200 | | | 898,040 | | |
| 委託計算費 | | 153,088 | | | 186,907 | |
| 営業雑経費 | | 323,604 | | | 261,180 | |
| 通信費 | 44,807 | | | 47,867 | | |
| 印刷費 | 269,659 | | | 202,785 | | |
| 協会費 | 6,780 | | | 7,653 | | |
| 諸会費 | 2,357 | | | 2,873 | | |
| 営業費用計 | | 6,239,619 | 72.7 | | 6,778,588 | 72.5 |
| 一般管理費 | | | | | | |
| 給料 | | 953,144 | | | 1,058,378 | |
| 役員報酬 | 121,534 | | | 117,951 | | |
| 給料・手当 | 714,893 | | | 840,999 | | |
| 賞与 | 116,717 | | | 99,428 | | |
| 交際費 | | 12,140 | | | 16,286 | |
| 寄付金 | | 17,382 | | | 40,819 | |
| 旅費交通費 | | 46,184 | | | 58,585 | |
| 租税公課 | | 19,554 | | | 19,373 | |
| 不動産賃借料 | | 225,976 | | | 214,427 | |
| 賞与引当金繰入 | | 113,080 | | | 115,080 | |
| 退職給付費用 | | 11,939 | | | 18,227 | |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 5,140 | | | 4,720 | |
| 固定資産減価償却費 | | 42,456 | | | 40,490 | |

| | | | | | | |
|--------|--|-----------|------|--|-----------|------|
| 諸経費 | | 308,341 | | | 333,694 | |
| 一般管理費計 | | 1,755,341 | 20.5 | | 1,920,083 | 20.5 |
| 営業利益 | | 582,402 | 6.8 | | 654,927 | 7.0 |

| 科目 | 期別 | 前事業年度 | | | 当事業年度 | | |
|--------------|----|---------------------------|---------|-----|---------------------------|---------|-----|
| | | 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日 | | | 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日 | | |
| | | 金額 | | 百分比 | 金額 | | 百分比 |
| | | 千円 | 千円 | % | 千円 | 千円 | % |
| 営業外収益 | | | | | | | |
| 受取配当金 | *1 | | 22,585 | | 24,837 | | |
| 有価証券利息 | | | 12,258 | | 9,996 | | |
| 受取利息 | | | 1,120 | | 1,538 | | |
| 約款時効収入 | | | 16,564 | | 1,762 | | |
| 未払費用戻入益 | | | 19,676 | | | | |
| 雑益 | | | 23,573 | | 3,593 | | |
| 営業外収益計 | | | 95,778 | 1.1 | 41,728 | 0.4 | |
| 営業外費用 | | | | | | | |
| 時効後返還金 | | | 3,068 | | 36 | | |
| 信託財産負担金 | | | 14,728 | | 718 | | |
| 雑損 | | | 686 | | 34 | | |
| 固定資産除却損 | *2 | | | | 460 | | |
| 営業外費用計 | | | 18,482 | 0.2 | 1,249 | 0.0 | |
| 経常利益 | | | 659,698 | 7.7 | 695,406 | 7.4 | |
| 特別利益 | | | | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | | 67,891 | | 2,416 | | |
| その他 | | | 9,561 | | | | |
| 特別利益計 | | | 77,452 | 0.9 | 2,416 | 0.0 | |
| 特別損失 | | | | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | | 54,530 | | 1,756 | | |
| 資産除去債務 | | | | | 2,135 | | |
| 投資有価証券評価損 | | | | | 8,385 | | |
| ゴルフ会員権評価損 | | | | | 6,103 | | |
| 投資損失引当金繰入 | | | | | 90,000 | | |
| その他 | | | 4,358 | | | | |
| 特別損失計 | | | 58,888 | 0.7 | 108,380 | 1.1 | |
| 税引前当期純利益 | | | 678,262 | 7.9 | 589,441 | 6.3 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 336,861 | | | 309,731 | | |
| 法人税等調整額 | | 49,386 | 287,475 | 3.3 | 59,792 | 249,939 | 2.7 |
| 当期純利益 | | | 390,787 | 4.6 | 339,501 | 3.6 | |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|---------------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|------------|----------------------|--------------------|-----------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他有 価証券評 価差額金 | 評価・換 算差額等 合計 | | |
| | | 資本準備 金 | 資本剰余 金合計 | 利益準備 金 | その他利益剰余金 | | | | | | 利益剰余 金合計 |
| | | | | 別途積立 金 | 繰越利益剰 余金 | | | | | | |
| 平成21年3月31日残高 | 1,000,000 | 566,500 | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 2,610,302 | 8,508,794 | 10,075,294 | 63,395 | 63,395 | 10,138,689 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 33,000 | 33,000 | 33,000 | | | 33,000 |
| 当期純利益 | | | | | | 390,787 | 390,787 | 390,787 | | | 390,787 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動 額（純額） | | | | | | | | | 119,676 | 119,676 | 119,676 |
| 当期変動額合計 | | | | | | 357,787 | 357,787 | 357,787 | 119,676 | 119,676 | 477,463 |
| 平成22年3月31日残高 | 1,000,000 | 566,500 | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 2,968,089 | 8,866,581 | 10,433,081 | 183,071 | 183,071 | 10,616,153 |

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|---------------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|------------|----------------------|--------------------|-----------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他有 価証券評 価差額金 | 評価・換 算差額等 合計 | | |
| | | 資本準備 金 | 資本剰余 金合計 | 利益準備 金 | その他利益剰余金 | | | | | | 利益剰余 金合計 |
| | | | | 別途積立 金 | 繰越利益剰 余金 | | | | | | |
| 平成22年3月31日残高 | 1,000,000 | 566,500 | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 2,968,089 | 8,866,581 | 10,433,081 | 183,071 | 183,071 | 10,616,153 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 33,000 | 33,000 | 33,000 | | | 33,000 |
| 当期純利益 | | | | | | 339,501 | 339,501 | 339,501 | | | 339,501 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動 額（純額） | | | | | | | | | 152,501 | 152,501 | 152,501 |
| 当期変動額合計 | | | | | | 306,501 | 306,501 | 306,501 | 152,501 | 152,501 | 154,000 |
| 平成23年3月31日残高 | 1,000,000 | 566,500 | 566,500 | 179,830 | 5,718,662 | 3,274,591 | 9,173,083 | 10,739,583 | 30,570 | 30,570 | 10,770,153 |

（重要な会計方針）

| 期 別 項 目 | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------------------------|--|---|
| | 自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日 | 自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日 |
| 1. 有価証券の評価基準 及び評価方法 | <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却 原価は総平均法により算定）</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p> | <p>その他有価証券 時価のあるもの 同 左</p> <p>時価のないもの 同 左</p> |

| | | | | | | | | | | |
|---|--|---|------|------|-------|--|-----|------|------|-------|
| <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> | <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>18 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～5 年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づき償却しております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> | 建 物 | 18 年 | 器具備品 | 4～5 年 | <p>(1) 有形固定資産 同 左 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>15 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～6 年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> | 建 物 | 15 年 | 器具備品 | 4～6 年 |
| 建 物 | 18 年 | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 4～5 年 | | | | | | | | | |
| 建 物 | 15 年 | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 4～6 年 | | | | | | | | | |
| | <p>(2)</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。</p> <p>なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金</p> | <p>(2) 投資損失引当金 投資先会社への投資に係る損失に備えるため投資先の財政状態等を勘案して、投資有価証券について必要額を計上しております。 （追加情報） 実質価額が低下したものの回復可能性が見込めると判断した投資有価証券について、将来の予測に不確実な要因があるため、財務健全性の観点から投資損失引当金を計上することにしたものであります。なお、当事業年度において、投資損失引当金繰入額90,000千円を特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 同 左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金</p> | | | | | | | | |

| | | |
|-----------------------|--|-----------------------|
| 4. その他財務諸表作成のための重要な事項 | <p>役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> | <p>同 左</p> <p>同 左</p> |
|-----------------------|--|-----------------------|

(財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

| 前事業年度 自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日 | 当事業年度 自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日 |
|--|--|
| | <p>資産除去債務に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益は937千円、税引前当期純利益は3,073千円それぞれ減少しております。</p> |

(表示方法の変更)

| 前事業年度 自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日 | 当事業年度 自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日 |
|---|---|
| <p>前期まで流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益及び流動負債の「前受収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る前受収益は金額的重要性が増したため「未収運用受託報酬」及び「前受運用受託報酬」、「前受投資助言報酬」として区分掲記しております。 なお、前事業年度の流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益は16,333千円であり、流動負債の「前受収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る前受収益は66千円であり、前受投資助言報酬の残高はありません。</p> | <p>前期まで営業外費用の「雑損」に含めて表示しておりました固定資産除却損は金額的重要性が増したため「固定資産除却損」として区分掲記しております。 なお、前事業年度の営業外費用の「雑損」に含めて表示しておりました固定資産除却損は654千円であります。</p> |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成22年 3月31日) | 当事業年度 (平成23年 3月31日) | | | | | | | | |
|--|------------------------|-----------|------|-----------|--|----|-----------|------|------------|
| <p>*1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table data-bbox="255 1848 807 1937"> <tr> <td>建物</td> <td>25,922 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>95,992 千円</td> </tr> </table> | 建物 | 25,922 千円 | 器具備品 | 95,992 千円 | <p>*1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table data-bbox="877 1848 1433 1937"> <tr> <td>建物</td> <td>35,776 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>108,802 千円</td> </tr> </table> | 建物 | 35,776 千円 | 器具備品 | 108,802 千円 |
| 建物 | 25,922 千円 | | | | | | | | |
| 器具備品 | 95,992 千円 | | | | | | | | |
| 建物 | 35,776 千円 | | | | | | | | |
| 器具備品 | 108,802 千円 | | | | | | | | |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 自 平成 21年 4月 1日 | 当事業年度 自 平成 22年 4月 1日 |
|-------------------------|-------------------------|
| | |

| 至 平成 22年 3月 31 日 | 至 平成 23年 3月 31 日 |
|----------------------------|----------------------------|
| *1. 関係会社との取引高 | *1. 関係会社との取引高 |
| 受取配当金 9,240 千円 | 受取配当金 21,965 千円 |
| *2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 | *2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 |
| 器具備品 654 千円 | 器具備品 460 千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度 普通株式 825,000 株

当事業年度 普通株式 825,000 株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

平成21年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 33,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 40円 |
| 基準日 | 平成21年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成21年6月25日 |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 33,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 40円 |
| 基準日 | 平成22年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成22年6月26日 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度 普通株式 825,000 株

当事業年度 普通株式 825,000 株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 33,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 40円 |
| 基準日 | 平成22年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成22年6月26日 |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 33,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 40円 |
| 基準日 | 平成23年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成23年6月28日 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |

(リース取引関係)

| 前事業年度 自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日 | 当事業年度 自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------|------------|---------|------|-----------|-----------|----------|------|-------|-----|----|----|-------|--------|--------|----------|--------|---------|------|--|--|---------|------------|---------|------|----|----|----|------|----|-----|----|----|----|--------|-------|----------|-------|---------|------|
| <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。</p> <p>借主側</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>千円 467</td> <td>千円 430</td> <td>千円 36</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>39 千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39 千円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>286 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>261 千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>6 千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> | | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 | 器具備品 | 千円 467 | 千円 430 | 千円 36 | 1年以内 | 39 千円 | 1年超 | 千円 | 合計 | 39 千円 | 支払リース料 | 286 千円 | 減価償却費相当額 | 261 千円 | 支払利息相当額 | 6 千円 | <p>同 左</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>千円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>40 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>36 千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0 千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> | | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 | 器具備品 | 千円 | 千円 | 千円 | 1年以内 | 千円 | 1年超 | 千円 | 合計 | 千円 | 支払リース料 | 40 千円 | 減価償却費相当額 | 36 千円 | 支払利息相当額 | 0 千円 |
| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 千円 467 | 千円 430 | 千円 36 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 39 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 39 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 286 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 261 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 6 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 千円 | 千円 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 40 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 36 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 0 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|------------------|
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | 同 左 |
| (5) 利息相当額の算定方法 | (5) 利息相当額の算定方法 |
| リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | 同 左 |
| (6) 減損損失について | (6) 減損損失について |
| リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。 | 同 左 |

(金融商品関係)

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参

照）。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|-----------|-----------|----|
| (1)現金預金 | 8,433,767 | 8,433,767 | |
| (2)有価証券 | 601,182 | 601,182 | |
| (3)未収委託者報酬 | 651,706 | 651,706 | |
| (4)投資有価証券 | 214,208 | 214,208 | |
| (5)親会社株式 | 826,056 | 826,026 | |
| (6)未払金（未払手数料） | 321,636 | 321,636 | |
| (7)未払法人税等 | 335,981 | 335,981 | |

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金預金、（3）未収委託者報酬、（6）未払金（未払手数料）、（7）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券、（5）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金預金 | 8,433,767 | | | |
| 未収委託者報酬 | 651,706 | | | |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他 | 601,182 | 98,830 | | |
| 合計 | 9,686,656 | 98,830 | | |

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|-----------|-----------|----|
| (1)現金預金 | 5,493,082 | 5,493,082 | |
| (2)有価証券 | 3,298,316 | 3,298,316 | |
| (3)未収委託者報酬 | 765,032 | 765,032 | |
| (4)投資有価証券 | 592,359 | 592,359 | |
| (5)親会社株式 | 583,968 | 583,968 | |
| (6)未払金（未払手数料） | 366,716 | 366,716 | |
| (7)未払法人税等 | 148,219 | 148,219 | |

（注1）金融商品の時価の算定方法

（１）現金預金、（３）未収委託者報酬、（６）未払金（未払手数料）、（７）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券、（４）投資有価証券、（５）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|--|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金預金 | 5,493,082 | | | |
| 未収委託者報酬 | 765,032 | | | |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他 | 3,298,316 | 399,387 | 3,172 | |
| 合計 | 9,556,432 | 399,387 | 3,172 | |

(有価証券関係)

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. その他有価証券

(単位：千円)

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|---------|--------------|-----------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | (1) 株式 | 920,162 | 605,961 | 314,200 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | | | |
| | 社債 | 300,948 | 299,961 | 986 |
| | その他 | 300,234 | 299,335 | 898 |
| | (3) その他 | 7,687 | 4,836 | 2,850 |
| | 小計 | 1,529,031 | 1,210,095 | 318,935 |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | (1) 株式 | 13,585 | 21,060 | 7,475 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | | | |
| | 社債 | | | |
| | その他 | | | |
| | (3) その他 | 98,830 | 100,000 | 1,170 |
| | 小計 | 112,415 | 121,060 | 8,645 |
| | 合計 | 1,641,446 | 1,331,155 | 310,290 |

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の 合計額 | 売却損の 合計額 |
|---------|---------|-------------|-------------|
| (1) 株式 | | | |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | | | |
| 社債 | | | |
| その他 | | | |
| (3) その他 | 269,681 | 67,891 | 54,530 |
| 合計 | 269,681 | 67,891 | 54,530 |

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. その他有価証券

(単位：千円)

| 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|--------------|-----------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 658,896 | 605,961 | 52,934 |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | 1,798,914 | 1,798,804 | 109 |
| 社債 | | | |
| その他 | | | |
| (3) その他 | 312,454 | 305,229 | 7,224 |
| 小計 | 2,770,265 | 2,709,995 | 60,269 |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | | | |
| (1) 株式 | 12,350 | 12,350 | 0 |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | 1,499,402 | 1,499,484 | 82 |
| 社債 | | | |
| その他 | | | |
| (3) その他 | 192,627 | 201,000 | 8,372 |
| 小計 | 1,704,379 | 1,712,834 | 8,455 |
| 合計 | 4,474,644 | 4,422,830 | 51,813 |

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の 合計額 | 売却損の 合計額 |
|---------|-----|-------------|-------------|
| (1) 株式 | | | |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | | | |
| 社債 | | | |

| | | | |
|---------|---------|-------|-------|
| その他 | | | |
| (3) その他 | 104,550 | 2,416 | 1,756 |
| 合計 | 104,550 | 2,416 | 1,756 |

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

当事業年度（平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | | |
|---------|--------|----|
| 退職給付引当金 | 75,242 | 千円 |
|---------|--------|----|

3. 退職給付費用に関する事項

| | | |
|---------------|--------|----|
| 勤務費用 | 7,020 | 千円 |
| 確定拠出年金への掛金拠出額 | 4,919 | 千円 |
| 退職給付費用 | 11,939 | 千円 |

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | | |
|---------|--------|----|
| 退職給付引当金 | 87,438 | 千円 |
|---------|--------|----|

3. 退職給付費用に関する事項

| | | |
|---------------|--------|----|
| 勤務費用 | 12,195 | 千円 |
| 確定拠出年金への掛金拠出額 | 6,031 | 千円 |
| 退職給付費用 | 18,227 | 千円 |

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

(税効果会計関係)

| 前事業年度 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日 | | 当事業年度 自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日 | |
|--|------------|--|------------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 | | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 | |
| 賞与引当金 | 46,362 千円 | 賞与引当金 | 47,182 千円 |
| 退職給付引当金 | 30,849 千円 | 退職給付引当金 | 35,849 千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 12,972 千円 | 役員退職慰労引当金 | 13,476 千円 |
| ゴルフ会員権評価損 | 1,230 千円 | ゴルフ会員権評価損 | 3,732 千円 |
| 貸倒引当金 | 5,949 千円 | 貸倒引当金 | 5,949 千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 3,544 千円 | その他有価証券評価差額金 | 3,466 千円 |
| 投資有価証券評価損 | 2,977 千円 | 投資有価証券評価損 | 3,467 千円 |
| 未払広告宣伝費 | 30,524 千円 | 未払広告宣伝費 | 11,910 千円 |
| その他 | 35,747 千円 | 投資損失引当金 | 36,900 千円 |
| 繰延税金資産の合計 | 170,154 千円 | 資産除去債務 | 4,482 千円 |
| 繰延税金負債 | | その他 | 35,483 千円 |
| 負ののれん償却額 | 93,572 千円 | 繰延税金資産の合計 | 201,900 千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 130,763 千円 | 繰延税金負債 | |
| 繰延税金負債の合計 | 224,336 千円 | 負ののれん償却額 | 62,381 千円 |
| 繰延税金負債の純額 | 54,181 千円 | その他有価証券評価差額金 | 24,710 千円 |
| | | その他 | 3,222 千円 |
| | | 繰延税金負債の合計 | 90,315 千円 |
| | | 繰延税金資産の純額 | 111,585 千円 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。 | | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。 | |

(資産除去債務関係)

当事業年度末（平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から31年と見積り、割引率は2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

| | |
|-------------|--------------|
| 前事業年度末残高（注） | 10,689千円 |
| 時の経過による調整額 | <u>244千円</u> |
| 当事業年度末残高 | 10,933千円 |

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（2）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（3）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第

20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-------------|------------|--------|--------------|-----------|----------------|--------------------|--------------|-----------|-------|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 岡三証券株式会社 | 東京都中央区 | 5,000,000 | 証券業 | 被所有直接2.30% | 当社ファンドの募集取扱役員の出向4名 | 支払手数料の支払（注2） | 3,569,410 | 未払手数料 | 211,903 |

(注) 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-------------|------------|--------|--------------|-----------|----------------|--------------------|--------------|-----------|-------|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 岡三証券株式会社 | 東京都中央区 | 5,000,000 | 証券業 | 被所有直接2.30% | 当社ファンドの募集取扱役員の出向3名 | 支払手数料の支払（注2） | 3,667,811 | 未払手数料 | 257,814 |

(注) 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

(1株当たり情報)

| 前事業年度 自 平成 21年 4月 1日 至 平成 22年 3月 31日 | | 当事業年度 自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日 | |
|--|--------------|--|--------------|
| 1株当たり純資産額 | 12,868円06銭 | 1株当たり純資産額 | 13,054円73銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 473円68銭 | 1株当たり当期純利益金額 | 411円51銭 |
| 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。 | | 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。 | |
| 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。 | | | |
| | 前事業年度 | | 当事業年度 |
| | 自 平成21年4月1日 | | 自 平成22年4月1日 |
| | 至 平成22年3月31日 | | 至 平成23年3月31日 |
| 当期純利益（千円） | 390,787 | | 339,501 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | | | |

（うち利益処分による役員賞与金（千円））

| | | |
|------------------|---------|---------|
| 普通株式に係る当期純利益（千円） | 390,787 | 339,501 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 825,000 | 825,000 |

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 前事業年度 (平成22年3月31日) | 当事業年度 (平成23年3月31日) |
|------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額（千円） | 10,616,153 | 10,770,153 |
| 純資産の部から控除する合計額（千円） | | |
| 普通株式に係る期末の純資産額（千円） | 10,616,153 | 10,770,153 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数（株） | 825,000 | 825,000 |

（重要な後発事象）

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるも

のとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

[訂正前]

(1) 「受託会社」

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額

平成22年3月末日現在、324,279百万円

(略)

(2) 「販売会社」

| 名称 | 資本金の額（百万円） 平成22年3月末日現在 | 事業の内容 |
|----------|---------------------------|---|
| 岡三証券株式会社 | 5,000 | 「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。 |
| 益茂証券株式会社 | 515 | |

[訂正後]

(1) 「受託会社」

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額

平成23年3月末日現在、324,279百万円

(略)

(2) 「販売会社」

| 名称 | 資本金の額（百万円） 平成23年3月末日現在 | 事業の内容 |
|----|---------------------------|-------|
| | | |

| | | |
|----------|-------|---|
| 岡三証券株式会社 | 5,000 | 「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。 |
| 益茂証券株式会社 | 515 | |
| 丸福証券株式会社 | 852 | |

3【資本関係】

[訂正前]

(持株比率5.0%以上を記載します。)

該当事項はありません。

[訂正後]

(持株比率5.0%以上を記載します。)

委託会社は、丸福証券株式会社の株式を440,000株(持株比率6.29%)保有しています。

独立監査人の監査報告書

平成23年7月28日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 助川正文 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本ニューテクノロジー・オープン」の平成22年12月28日から平成23年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本ニューテクノロジー・オープン」の平成23年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月27日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 助川 正文

指定社員 業務執行社員 公認会計士 宝金 正典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野定夫

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川正文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。